

利 用 者 の た め に

I 概 要

農業災害補償法に基づく農業災害補償制度は、農業者が不慮の事故に因って受けることのある損失を補てんして農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としている。

現在、農作物共済及び家畜共済の必須事業のほか、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済（建物共済等）の任意事業を行っている。

農作物共済事業は、農業者の耕作する水稻、陸稲及び麦についての災害による損害を補てんするため、おおむね1又は2以上の市町村の区域を単位に設立されている農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が、農業者との間に共済事業を行い、都道府県単位に設立されている農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）が、その共済責任のうちの一定部分につき保険事業を行い、国がその保険責任のうちの一定部分につき再保険事業を行う、いわゆる三段階制がとられている。なお、平成12年度からは近年の組合等の広域合併の進展に伴い、三段階制のほか、地域の意向により二段階制（都道府県単位の農業共済組合（以下「特定組合」という。）、政府）による農業共済事業の実施も可能とされている。

また、政府は、この事業の健全な発展を図るため、農業共済団体の指導監督を行うほか、共済掛金や事務費の国庫負担を行う等の助成措置を講じている。

昭和22年から実施されたこの制度は、これまでに幾多の改正を経てきたが、農作物共済についての主な改正は、次のとおりである。

- 昭和46年 ①水稻の農家単位引受方式（半相殺）の選択的導入
②共済掛金国庫負担方式の合理化
③新規開田地等における水稻は、原則として、当分の間、引受けないこと等を内容とする改正
（46年法律第79号、水・陸稲は47年産、麦は48年産から適用）
- 昭和51年 ①単位当たり共済金額の引上げ
②水稻の全相殺、麦の半相殺、全相殺の農家単位引受方式の導入
③農家単位引受方式における一筆全損耕地に対する共済金の特例支払
④水稻の損防給付方式の導入等をその内容とする改正
（51年法律第30号、水・陸稲は52年産、麦は53年産から適用）
- 昭和60年 ①共済掛金国庫負担方式の合理化
②危険段階別共済掛金率の設定方式の導入
③水稻の当然加入基準の緩和を内容とする改正
（60年法律第50号、60年政令第291号、61年産から適用）

- 平成 5 年 ①生産組織単位の共済関係成立の方式の導入
②責任分担方式の改善
③共済掛金国庫負担方式の合理化を内容とする改正
(5 年法律第 35 号、6 年産から適用)
- 平成 11 年 ①水稻の共済金支払開始損害割合の特例措置の実施
②麦における災害収入共済方式の試験的導入
③引受方式に係る合併特例の適用期間の延長等を内容とする改正
(11 年法律第 69 号、②は 13 年産、そのほかは 12 年産から適用)
- 平成 15 年 ①引受方式及び補償割合の農家選択の拡大
②水稻における品質方式の試験的導入
③麦の災害収入共済方式に類区分を導入
④水稻病虫害事故除外方式における病虫害防止費補助金の廃止
⑤損防給付方式の廃止等を内容とする改正
(15 年法律第 91 号、水・陸稲は 16 年産、麦は 17 年産から適用)

なお、本書に記載されている法とは農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）、政令とは農業災害補償法施行令（昭和 22 年政令第 299 号）、規則とは農業災害補償法施行規則（昭和 22 年農林省令第 95 号）のことである。本統計表は、農作物共済事業のとりまとめであるため、法律等の用語から「農作物共済の」及び「農作物」の部分を省略して表示している。

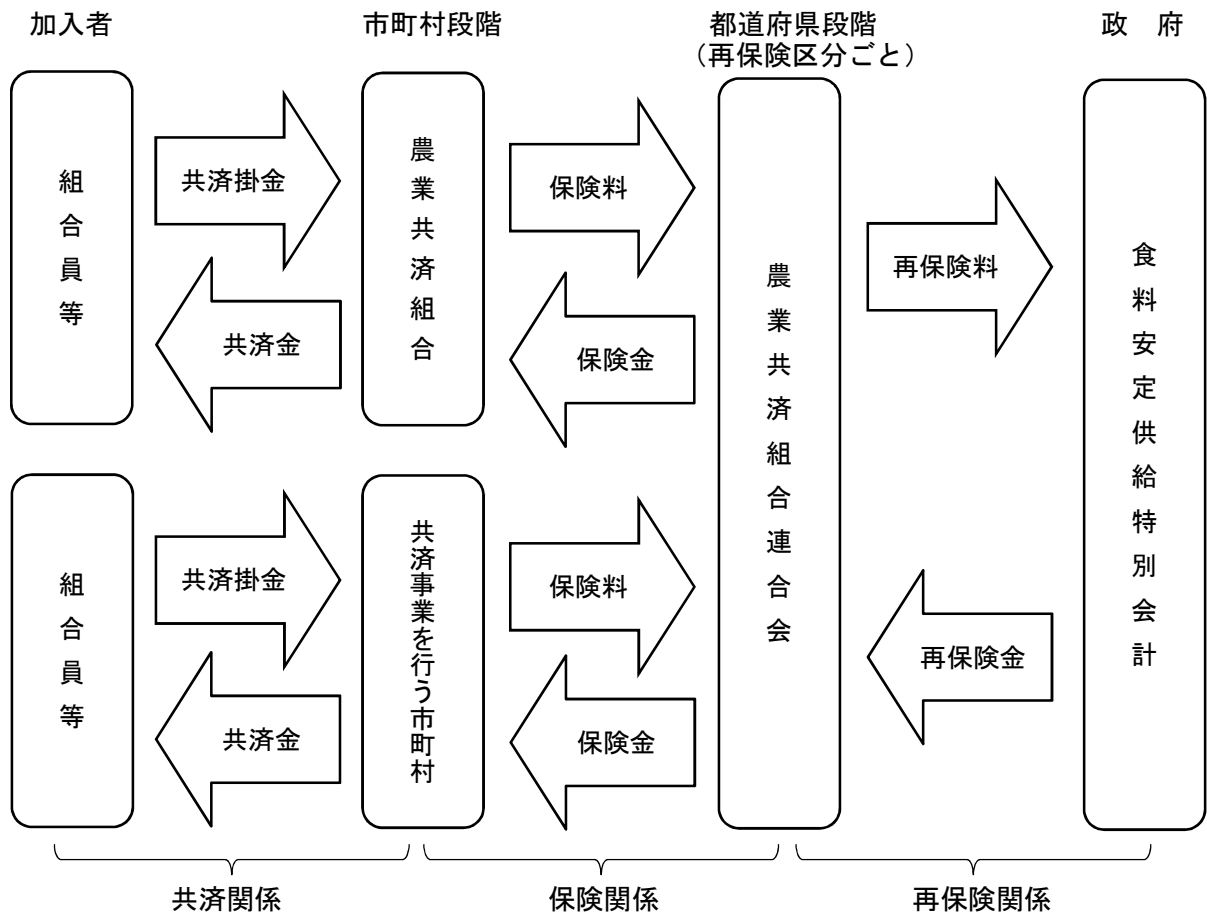
Ⅱ 仕 組 み

1. 機 構

農業災害補償制度は、同様の危険にさらされている多数の組合員等が共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、もし災害があったときは、その共同準備財産をもって被災組合員等に共済金の支払いをするという組合員等の相互扶助を基本とした制度である。

我が国は地理的、気象的条件から災害が多く、また、その範囲も広くかつ激甚である。このため農作物共済事業は、市町村の単位や都道府県の単位だけでは完全な危険分散ができないので、市町村段階における農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が負う共済責任のうち一定部分を都道府県段階の農業共済組合連合会の保険に付し、更に、農業共済組合連合会の負う保険責任の大部分を政府の再保険に付している。

畑作物共済の実施機構は次のとおりである。



農業災害補償制度の運営は基本的には上記のように3段階制により行われているが、群馬県、東京都、神奈川県、富山県、福井県、愛知県、滋賀県、京都府、鳥取県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、熊本県、大分県、沖縄県では2段階制（特定組合、政府）で実施されている。

2. 共済目的の種類等（法 84①、法 106①、昭和 23 年政令 123、平成 10 年告示 1689）

共済目的の種類	類区分	栽 培 方 法 等
水稻	—	—
陸稲	—	—
麦	1類	秋期には種する小麦
	2類	〃 二条大麦
	3類	〃 六条大麦
	4類	〃 裸麦
	5類	〃 小麦、二条大麦、六条大麦及び裸麦以外の麦
	6類	春期には種する小麦
	7類	〃 二条大麦
	8類	〃 小麦及び二条大麦以外の麦

3. 共済事故（法 84①、（法 150 の 3 の 2 ①））

風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収（水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式にあっては、水稻及び麦の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少）

4. 共済責任期間（法 110）

（1）水稻

本田移植期（直まきの場合は発芽期）から収穫するに至るまでの期間。

（2）陸稲及び麦

発芽期（移植する場合は移植期）から収穫するに至るまでの期間。

5. 共済事故等による種別（法 85④、法 106、法 150 の 3 の 2、法 150 の 3 の 3、政令 2、規則 27 の 7、規則 47 の 6、規則 47 の 9）

（1）引受方式及び共済金支払開始損害割合（補償割合）

組合等が共済規定等で定めるところにより組合員等が選択することとなるが、全相殺農家単位引受方式にあつては施設計量結果（麦は施設計量結果または売渡数量等）により収穫量を、品質方式及び災害収入共済方式にあつては出荷資料等により収穫量及び生産金額を適性に把握できる組合員等に限る。

引受方式 の 種 類	対 象 農作物等	内 容	共 済 金 支払開始 損害割合 (補償割合)
一筆単位 引受方式	水 稻 陸 稻 麦	耕地一筆ごとに、基準収穫量の3割(基準収穫量の7割を補償(4割を選択した場合は基準収穫量の6割を補償、5割を選択した場合は基準収穫量の5割を補償))を超える減収があつたときに共済金を支払う方式(以下「一筆方式」という。) なお、一筆とは、農道、けいはん、水路等をもって判然と区画された耕地をいう。	3 割 4 割 5 割
半 相 殺 農家単位 引受方式	水 稻 麦	組合員等ごとに、被害耕地の減収量の合計が、その組合員等の基準収穫量(耕地ごとの基準収穫量の合計)の2割(基準収穫量の8割を補償(3割を選択した場合は基準収穫量の7割を補償、4割を選択した場合は基準収穫量の6割を補償))を超えることとなつたときに共済金を支払う方式(以下「半相殺方式」という。)	2 割 3 割 4 割
全 相 殺 農家単位 引受方式	水 稻 麦	組合員等ごとに、基準収穫量から実収穫量(耕地ごとの収穫量の合計)を差し引いて得た数量(減収量)が、基準収穫量の1割(基準収穫量の9割を補償(2割を選択した場合は基準収穫量の8割を補償、3割を選択した場合は基準収穫量の7割を補償))を超えることとなつたときに共済金を支払う方式(以下「全相殺方式」という。)	1 割 2 割 3 割
品質方式 及 び 災害収入 共済方式	水 稻 (品 質) 麦 (災害収入)	組合員等ごとに、品質を加味した収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が基準生産金額の9割(9割補償を選択した場合(8割補償の場合は8割、7割補償の場合は7割))に達しないときに共済金を支払う方式。	9割補償 8割補償 7割補償

引受方式及び共済金支払開始損害割合（補償割合）については、組合等が共済規程等で定めることにより組合員等が選択することとなるが、全相殺方式にあつては施設計量

結果、売渡数量等により収穫量を、品質方式及び災害収入共済方式にあつては出荷資料、実測資料等により収穫量及び生産金額を適正に把握できる組合員等に限る。

なお、陸稲は一筆方式のみの実施である。

(2) 事故除外方式

水稻における一筆方式、半相殺方式又は全相殺方式については、水稻の病虫害（いねしらはがれ病、いねおうかいしゆく病、いねもみがれさいきん病及びいねようしょうかつぺん病による病害を除く。）を共済事故から除外する水稻病虫害事故除外方式があり、農林水産大臣が指定した地域において実施することができる。

なお、品質方式については、水稻病虫害事故除外方式はないことから、同指定地域においても、病虫害を共済事故から除外することはない。

6. 組合加入及び共済関係の成立（法 15①②、法 16①～③⑤、法 104、法 104 の 2、政令 1 の 5）

(1) 農業共済組合

ア 組合加入

農作物の耕作の業務を営む者で農業共済組合の区域内に住所を有する農業者（個人、法人）、農作物の耕作を行うことを目的とする生産組織でその構成員のすべてが農業共済組合の区域内に住所を有する者で構成されている等の要件を満たす生産組織については、

（ア）水稻を 20～40 アール、陸稲又は麦を 10～30 アール（北海道は水稻、陸稲 30～100 アール、麦 40～100 アール）の範囲内で都道府県知事が定めた基準以上耕作する場合は当然に

（イ）（ア）の基準に達しないものの水稻、陸稲及び麦の耕作面積の合計が農業共済組合の定める基準（10 アール（北海道は 30 アール）を下らない範囲で定める）

以上となっている場合は申込により農業共済組合が行う農作物共済に加入する。

イ 共済関係

農業共済組合の組合員で、水稻、陸稲又は麦のうちいずれかをアの（ア）の基準以上耕作する組合員は当然に、水稻、陸稲又は麦のいずれもがアの（ア）の基準を満たさないがアの（イ）により任意に組合員となるもの及びアの（イ）に該当しないが他の共済事業において共済関係がある者は申出により農作物共済の共済関係が成立する。

(2) 共済事業を行う市町村

共済事業を行う市町村にあつては、(1) のアの（ア）の基準以上の農業者、生産組織は当然に、（1）のアの（ア）に該当しないものの（1）のアの（イ）の基準に該当する農業者、生産組織は申出により共済関係が成立する。

7. 基準収穫量（法 109④）

- （1）基準収穫量とは、概念的にはその年の天候を平年並みとし、肥培管理なども普通一般並みに行われたとしたときに期待し得る収量のことで、いわゆる平年の収穫量である。従って、これは、いわゆる「被害がないという前提での収穫量」とは異なり、平年的な減収量が見込まれたものである。
- （2）基準収穫量は、水稻、陸稻及び麦の類区分ごと、耕地ごとに定められ、共済金額や共済掛金の額の算定基礎となり、また、被害があったときは損害評価の基準として共済金の額の算出基礎になるものである。
- （参考） 品質方式及び災害収入共済方式においては、これらの基準に相当するのは基準生産金額であり、基準収穫量は、被害が発生したときに減収があったか否かを判断する基準としてのみ用いられる。
- （3）基準収穫量は、耕地ごとに定めた単位当たり基準収穫量（10 アール当たり基準収穫量（以下「基準単収」という。））に、その耕地の耕作面積を乗じて算出する。基準単収の決定方法は次頁のとおりである。

ア 水稻収量等級又は前年産の基準単収等を基礎として定める耕地ごとの基準単収

順	序	決	め	方
農 林 水 産 省 ↓		農林水産省経営局長は、毎年共済目的の種類等ごとに農林水産統計の 10 アール当たり平年収量等に基づき、都道府県別に、基準収穫量決定の基礎となる 10 アール当たり収穫量を定め、通知する。		
都 道 府 県 ↓		知事は、共済目的の種類等ごとに農林水産統計の市町村別資料（農林水産統計資料が得られない場合は関係機関の資料）の最近 5 か年間の各年産ごとの 10 アール当たり収量の 5 か年中中庸 3 か年又は最近 3 か年平均の 10 アール当たり収量及び前年産の作付面積により、組合等別に 10 アール当たり収穫量を定め、通知する。 なお、この場合、原則として、都道府県の平均は農林水産省経営局長の定めた 10 アール当たり収穫量に一致しなければならない。		
農 業 共 済 組 合 等 組 合 員 等 耕 地 耕 地 組 合 員 等 耕 地 耕 地 耕 地		組合等は、共済目的の種類等ごと、引受けを行った耕地ごとに、水稻収量等級又は前年産の基準単収を基礎とし、耕種条件等を参酌して、基準単収を定める。 なお、この場合、原則として組合等の平均は知事が定めた 10 アール当たり収穫量に一致しなければならない。 また、基準単収を定めるに当たって必要があると認めるときにはあらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。		

イ 施設計量結果又は売渡数量を基礎として定める耕地ごとの基準単収

水稻及び麦について全相殺方式による引受けを行う場合であって、組合員等の収穫量が施設計量結果又は売渡数量により把握できるときは、いずれか一方の資料を基礎として耕地ごとの基準単収を設定することができる。

なお、この場合は、農林水産省経営局長が定めた 10 アール当たり収穫量に対する許容範囲は適用しないこととされる。（知事の定めた 10 アール当たり収穫量と一致しなくてもよい。）

（参考）品質方式及び災害収入共済方式の基準収穫量については、共済目的の種類等ごと、組合員等ごとの過去一定年間の規格等別数量の平均に、価格に応じて算出する品質指数 を乗じて基準単収を算出し、それに当該組合員等の引受面積を乗じて定める。

8. 基準生産金額（法 150 の 3 の 3 ②）

- （１）基準生産金額とは、その年の天候を平年並みとし、肥培管理なども普通一般並みに行われたとしたときに得られる平年的な生産金額である。
- （２）この基準生産金額は、品質方式及び災害収入共済方式において、共済目的の種類等ごと、組合員等ごとに定められ、共済金額の算定基礎となるほか、被害があったときは損害評価の基準として共済金の額の算定基礎となるものである。
- （３）基準生産金額の決め方は、最近 5 か年の出荷資料、実測資料等によって 10 アール当たり生産金額を算定し、これに引受面積を乗じて定める。

9. 共済金額（法 120 の 14、法 150 の 6、政令 10・11、規則 33 の 14 の 2、規則 33 の 15、規則 47 の 32・33）

- （１）共済金額は、共済責任期間内に共済事故により被害が生じた場合に組合等が支払う共済金の最高限度額であって、この金額の範囲内で実際に生じた損害の程度に応じて共済金が支払われ、また、この金額に応じて組合員等が支払うべき共済掛金の額が算定される。
- （２）この共済金額は、一筆方式にあっては、水稻、陸稻及び麦の類区分ごと並びにその耕作を行う耕地ごとに、単位（キログラム）当たり共済金額に、その耕地の引受収量（その耕地の基準収穫量に組合員等が選択した共済金支払開始損害割合に応じた補償割合（100 分の 70（100 分の 60 又は 100 分の 50））を乗じて得た数量）を乗じて算出する。
また、半相殺方式又は全相殺方式にあっては、水稻及び麦の類区分ごと並びに組合員等ごとに、単位（キログラム）当たり共済金額に、その組合員等の引受収量（その組合員等の耕地ごとの基準収穫量の合計量に組合員等が選択した補償割合（半相殺方式は 100 分の 80（100 分の 70 又は 100 分の 60）、全相殺方式は 100 分の 90（100 分の 80 又は 100 分の 70））を乗じて得た数量）を乗じて算出する。

（ア）耕地ごと（一筆方式：水稻、陸稻、麦の類区分）

$$\text{単位当たり共済金額} \times \left(\text{耕地ごとの基準収穫量} \times \frac{70}{100} \left(\text{又は} \frac{60}{100}, \frac{50}{100} \right) \right)$$

（イ）組合員等ごと（半相殺方式：水稻、麦の類区分）

$$\text{単位当たり共済金額} \times \left(\sum [\text{耕地ごとの基準収穫量}] \times \frac{80}{100} \left(\text{又は} \frac{70}{100}, \frac{60}{100} \right) \right)$$

（ウ）組合員等ごと（全相殺方式：水稻、麦の類区分）

$$\text{単位当たり共済金額} \times \left(\sum [\text{耕地ごとの基準収穫量}] \times \frac{90}{100} \left(\text{又は} \frac{80}{100}, \frac{70}{100} \right) \right)$$

なお、品質方式及び災害収入共済方式は、共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、基準生産金額に、共済規程等で定める最低割合（40%～60%）を乗じて得た金額を下らず、補償割合（組合員等が9割・8割・7割の中から選択した割合）を乗じて得た金額を超えない範囲内で組合員等が申し出た金額である。

- (3) 単位当たり共済金額は、毎年、水稻、陸稻及び麦の類区分ごとに、その単位当たり価格（単位当たり米、麦価）に相当する額を限度として農林水産大臣が定める2以上の金額のうちから組合等が選択し、共済規程等で定める。また、組合等が共済規程等に個人選択の定めをした場合には、組合員等の申出により、大臣が定めた金額の中から組合等が共済規程等で定める金額のうちの一つの金額を選択することができる。

10. 共済掛金率（法120の15、規則33の16）

- (1) 共済掛金率は、共済目的の種類等ごと、共済事故等による種別ごと及び組合等ごとに、農林水産大臣が定めた基準共済掛金率（ P_i ）を下らない範囲内で、共済規程等で定める（組合等が共済事故の発生状況その他危険の程度により危険段階別ごとに定めることができる。）。

なお、基準共済掛金率（ P_i ）は、共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が共済目的の種類ごとの共済掛金標準率（ P ）に一致するように、定められる。

共済掛金標準率（ P ）は次に掲げる通常共済掛金標準率（ P_1 ）と異常共済掛金標準率（ P_{2i} ）を合計したものである。

ア 通常共済掛金標準率（ P_1 ）は、共済目的の種類ごと、共済事故等の種別ごと及び組合等ごとに各年次別の基礎被害率のうち通常標準被害率（ q_1 ）以下の部分を平均し、これに安全率を付加する。

イ 異常共済掛金標準率の算定基礎率（ P_2 ）は、共済目的の種類ごと、共済事故等の種別ごと及び連合会ごとに組合等ごとの各年の被害率のうち通常標準被害率（ q_1 ）を超える部分の率を組合等ごとの共済金額を重みとして算術平均した率（異常部分被害率（ d_h ））を平均して定める。

なお、この異常部分被害率（ d_h ）の異常標準被害率（ q_2 ）以下の率による平均値には安全率が付加される。

ウ 異常共済掛金標準率（ P_{2i} ）は、組合等ごとの共済金額を重みとした算術平均値が異常共済掛金標準率の算定基礎率（ P_2 ）に一致し、かつ、その相互の比が組合等ごとの危険の程度の指数の比に一致するよう組合等ごとに配分して算定する。

- (2) 再保険料率（ P_s ）は、共済目的の種類ごと、共済事故等の種別ごと及び連合会ごとの各年の異常部分被害率（ d_h ）のうち異常標準被害率（ q_2 ）を超える部分を平均した率である。

1 1. 共済掛金と国庫負担 (法 12①～④)

- (1) 共済掛金は、共済金額に共済掛金率を乗じて得た金額である。
- (2) 国庫は、組合員等が負担すべき共済掛金のうち、共済金額に基準共済掛金率（危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあっては、その組合員等に係る危険段階基準共済掛金率）及び共済掛金国庫負担割合を乗じて得た額に相当する金額を負担する。
- (3) 事故除外方式においては、(1) 及び (2) の金額から、その金額に農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額を控除して得た金額に相当する金額とする。
- (4) 国庫負担割合は、次のとおりである。

ア 水稻、陸稻 1 / 2

イ 麦 組合等ごとの基準共済掛金率に対応する次の超過累進制

基準共済掛金率の区分	3 %以下の率	3 %を超える率
国庫負担割合	50%	55%

(例) 基準共済掛金率 12.345%の場合

国庫負担率 = $3 \% \times 0.5 + 9.345 \% \times 0.55 = 6.63975 \%$ (割合 53.8%)

農家負担率 = $12.345 \% - 6.63975 \% = 5.70525 \%$ (割合 46.2%)

12. 事業の実施と共済責任の分担等（法 83①、法 85①、法 121①、法 122①、法 123①、法 124①、法 133、法 134①、法 135、法 136①②、法 141 の 3、法 141 の 4 ①、法 141 の 5、法 141 の 6 ①、政令 2 の 12）

（1）事業の実施

農作物共済は、必須事業であり、原則として組合等は農作物共済に係る事業を行わなければならない。

（2）保険関係及び再保険関係の成立と単位

組合等と組合員等の間に共済関係が成立したときは、連合会と組合等との間に保険関係が、連合会と政府との間に再保険関係が当然に成立する。

この保険関係及び再保険関係の単位は、保険関係にあつては、組合等ごと、共済目的の種類ごと及び共済事故等の種別ごとであるが、再保険関係にあつては連合会ごと、共済目的の種類ごと及び共済事故等の種別ごとである。

なお、二段階制（特定組合、政府）により、事業を実施した場合で特定組合と組合員等との間に共済関係が成立したときは、特定組合と政府との間に保険関係が当然に成立し、この保険関係の単位は、特定組合ごと、共済目的の種類ごと及び共済事故等の種別ごとである。

（3）責任分担と手持額（次頁図参照）

ア 組合等の責任と手持掛金

組合等の保有する責任は、共済金額（ $a + b + c$ ）のすべてであるが、そのうち共済金額に通常標準被害率（ q_1 ）を乗じて得た額（通常責任共済金額（ $a + b$ ））の一定割合（1割～3割（通常責任保険歩合（ r ））の額（ b ）と通常責任共済金額を超える部分の額（異常責任保険金額（ c ））との合計額（保険金額（ $b + c$ ））は、連合会の保険に付しているので、組合等の実質的な責任は、通常責任共済金額の一定割合（7割～9割）の額（ a ）である。

したがって、手持掛金は、 $\{ (a + b + c) \times P_1 \} \times (1 - r)$ である。

イ 連合会の責任と手持保険料

連合会の保有する責任は、組合等ごとの保険金額のすべて（ $\Sigma (b + c)$ ）であるが、そのうち組合等ごとの異常責任保険金額の合計額（連合会異常責任保険金額（ $\Sigma (c)$ ））に異常標準被害率（ q_2 ）を乗じて得た額（連合会異常責任保有保険金額（ A ））を超える部分の額（再保険金額（ B ））は政府の再保険に付しているので、連合会の実質的な責任は、組合等ごとの通常責任共済金額のうちの一定割合（1割～3割）の額（ Σb ）と連合会異常責任保有保険金額である。

したがって、手持保険料は、

$\Sigma \{ (a + b + c) \times (P_1 + P_{2i}) - \text{組合等手持掛金} \} - (A + B) \times P_s$ である。

ウ 政府の責任と手持再保険料

政府の保有する責任は、連合会ごとの再保険金額のすべて（ ΣB ）である。

したがって、手持再保険料は、 $\Sigma \{ (A + B) \times P_s \}$ である。

义

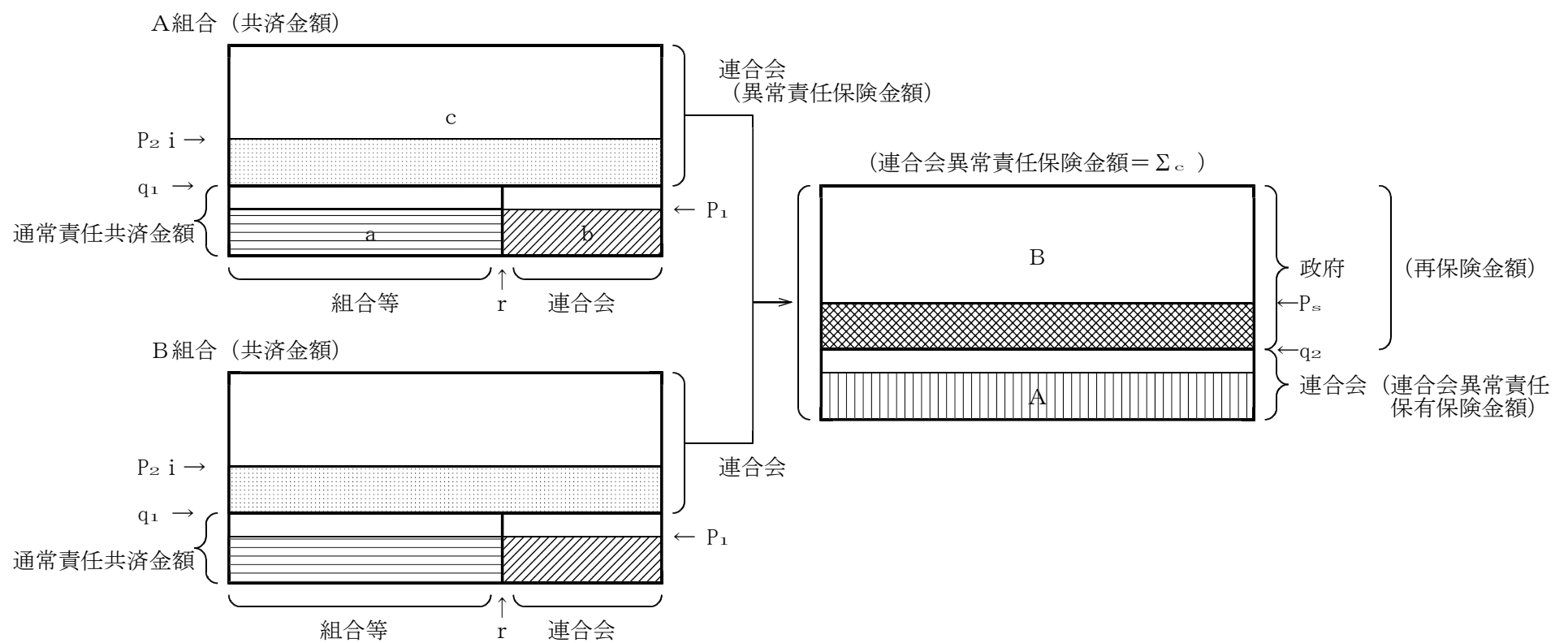
責任分担と手持額（財源）

(保險關係)

組合等 $\longleftrightarrow$ 連合会

(再保險關係)

連合会 $\longleftrightarrow$ 政府



(注)  は組合等の、 は連合会（通常責任）の手持財源であり、 は異常責任に相当する財源となり、
そのうち  は連合会の、 は政府の手持財源となる。

(備考) 二段階制の責任分担

特定組合と政府の二段階制で行う場合の責任分担は、組合保有責任相当部分と連合会保有責任相当部分を、単純に併せた部分が特定組合の保有責任となり、残りが政府の保有責任となる。

なお、三段階制の場合は、組合等段階に通常標準被害率が、連合会段階に異常標準被害率が設けられているが、二段階制の場合には、特定組合段階に通常標準被害率が設けられるのみとなる。

13. 共済掛金国庫負担金の処理（法 13、政令 1、規則 41～43）

（1）共済掛金国庫負担金は、組合員等に交付するのに代えて組合等に交付するが、その交付は、組合等ごと、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに合計し、その合計額（以下「交付対象負担金額」という。）を基礎として、次のように行われる。

ア 交付対象負担金額と組合等の支払うべき保険料の額とを比較し、交付対象負担金額が保険料の額より大きい場合は、その差の部分の金額について当該組合等の組合員等負担共済掛金の徴収割合に応じて交付する（組合等交付金）。

イ 交付対象負担金額と組合等の支払うべき保険料のうち再保険料相当金額（注）とを比較し、交付対象負担金額が再保険料相当金額より大きい場合は、その差の部分の金額（アに該当した場合には、交付対象負担金額のうち手持保険料に相当する金額）について、これに該当する組合等の合計の組合員等負担共済掛金の平均徴収割合に応じて交付する（連合会交付金）。

ウ 交付対象負担金額のうち連合会が支払うべき当該組合等の再保険料相当金額（その額を交付対象負担金額と比較し、その額が大きい場合は交付対象負担金額）を毎年農林水産大臣が定める方法で交付する。

（注）再保険料相当金額とは、政府に支払うべき再保険料の額に

$$\frac{\text{組合等の総共済金額} \times \text{異常共済掛金標準率} (P_{2i})}{\sum (\text{組合等の総共済金額} \times \text{異常共済掛金標準率} (P_{2i}))}$$

を乗じて得た金額を言う。

（2）（1）のイの組合等に交付される交付金は、組合等に交付するのに代えて、当該組合等の支払うべき保険料に充てるため連合会に交付し、また（1）のウの交付金は、連合会の支払うべき再保険料に充てるため政府特別会計に計上することができる。

1 4. 損害評価 （法 98 の 2、法 132①）

損害評価は、畑作物共済損害認定準則に従い次のとおり行う。

（1） 組合等における損害の認定

ア 悉皆調査

① 一筆方式（共済金支払開始損害割合：3割を選択した場合）

組合等は、組合員等から、耕地一筆単位にみて3割超過被害があったとして損害通知のあった全耕地について、収穫期に収穫量の調査を検見又は実測の方法により、損害評価地区ごとに損害評価員によって行う。

② 半相殺方式（共済金支払開始損害割合：2割を選択した場合）

組合等は、組合員等から、組合員等单位にみて2割超過被害があったとして損害通知のあった者の全被害耕地について、収穫期に収穫量の調査を検見又は実測の方法により、損害評価地区ごとに損害評価員によって行う。

③ 全相殺方式（共済金支払開始損害割合：1割を選択した場合）

組合等は、組合員等单位にみて1割超過被害があったとして損害通知のあった組合員等の全てについて、その収穫量を乾燥調製施設における計量結果の確認（収穫物が乾燥調製施設に搬入されない耕地については、収穫期において検見又は実測）の方法により行う。なお、麦について、売渡数量により基準収穫量を定めている場合は、乾燥調製施設における計量結果の確認の方法に代えて、売渡数量の確認（収穫物が政府等に売り渡されない耕地については、収穫期において検見又は実測）の方法により行う。

なお、麦について、売渡数量により基準収穫量を定めている場合は、乾燥調整施設における計量結果の確認の方法に代えて、売渡数量の確認（収穫物が売り渡されない耕地については、収穫期において検見又は実測）の方法により行う。

④ 水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式

組合等は、組合員等单位にみて減収又は品質の低下による被害があったとして損害通知のあった組合員等の全てについて、収穫量及び生産金額を農業協同組合等の出荷資料の確認（品質方式において収穫物が農協等に出荷されない耕地については、収穫期において実測）の方法により行う。

イ 抜取調査

一筆方式及び半相殺方式にあつては、悉皆調査の結果を検定するため、損害評価地区ごとに悉皆調査を行った筆のうちから10筆以上を任意に抽出して、損害評価会委員及び組合等の職員により、検見又は実測の方法により抜取調査を行う。

また、全相殺方式にあつては、収穫物が乾燥調製施設に搬入されない耕地（麦について売渡数量により基準収穫量を定めている場合は、収穫物が政府等に売り渡されない耕地）、品質方式にあつては、収穫物が農協等に出荷されない耕地については、一筆方式と同一の方法による抜取調査を行う。

ウ 当初評価高

組合等は、損害評価会の意見を聴いて、一筆方式の場合は耕地ごと、半相殺方式、

全相殺方式、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式の場合は組合員等ごとの損害高（一筆方式、半相殺方式及び全相殺方式にあっては、共済減収量、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式にあっては、減収量及び生産金額の減少額。以下同じ）を認定（組合等による当初認定）し、共済事故等による種別（以下「種別区分」という。）ごとに取りまとめて、組合等当初評価高として連合会に報告する。

（２） 連合会における損害の認定

ア 抜取調査

連合会は、一筆方式及び半相殺方式にあっては、組合等の調査結果を検定するため、実測の方法又は実測及び検見の方法により、組合等が調査した筆のうちから組合等ごとに一筆方式の場合は 18 筆、半相殺方式の場合は 24 筆を基準として任意に抽出し、連合会職員及び損害評価員（必要に応じて評価会委員も含める。）によって抜取調査を行う。

全相殺方式にあっては、一定数を任意に抽出して、乾燥調製施設における計量結果の確認の方法による抜取調査（収穫物が乾燥調製施設に搬入されない耕地については、一筆方式と同一の方法による抜取調査）を行う。なお、麦について、売渡数量により基準収穫量を定めている場合は、乾燥調製施設における計量結果の確認の方法に代えて、売渡数量の確認の方法による抜取調査（収穫物が売り渡されない耕地については、一筆方式と同一の方法による抜取調査）を行う。

水稻の品質方式、麦の災害収入共済方式にあっては、一定数を任意に抽出して、農協等の出荷資料の確認の方法による抜き取り調査（収穫物が農協等に出荷されない耕地については、一筆方式と同一の方法による抜き取り調査）を行う。

イ 当初評価高

連合会は、損害評価会の意見を聴いて、種別区分（共済事故等による種別ごとの区分）ごと及び組合等ごとの損害高を認定（連合会による当初認定）し、種別区分ごとに組合等を取りまとめて、連合会当初評価高として農林水産大臣に報告する。

ただし、この報告に当たっては、異常災害連合会種別区分（共済目的の種類ごと、種別区分ごと、組合等ごとの農作物異常部分保険金を合計した金額が連合会異常責任保有保険金額を超えた種別区分）のあることが見込まれる場合、併せて、当該種別区分ごとの共済減収量の認定と、異常とならない通常災害連合会種別区分（共済目的の種類ごと、種別区分ごと、組合等ごとの農作物異常部分保険金を合計した金額が連合会異常責任保有保険金額を超えない種別区分）については承認を申請する。

なお、引受方式（一筆方式、半相殺方式、全相殺方式、水稻の品質方式、麦の災害収入共済方式の別）ごとに、全ての種別区分が通常災害であると見込まれる場合、当該引受方式については農林水産大臣に対する報告と同時に、連合会当初評価高のとおり種別区分ごと及び組合等ごとの損害高を認定し、その旨を損害評価会に報告するとともに、組合等に通知する。

（３） 農林水産大臣の損害の認定

農林水産大臣は、農林水産統計資料等を基に連合会当初評価高を審査し、連合会当

初評価高のとおり又は連合会当初評価高を修正して、種別区分ごと及び連合会ごとに認定又は承認する。

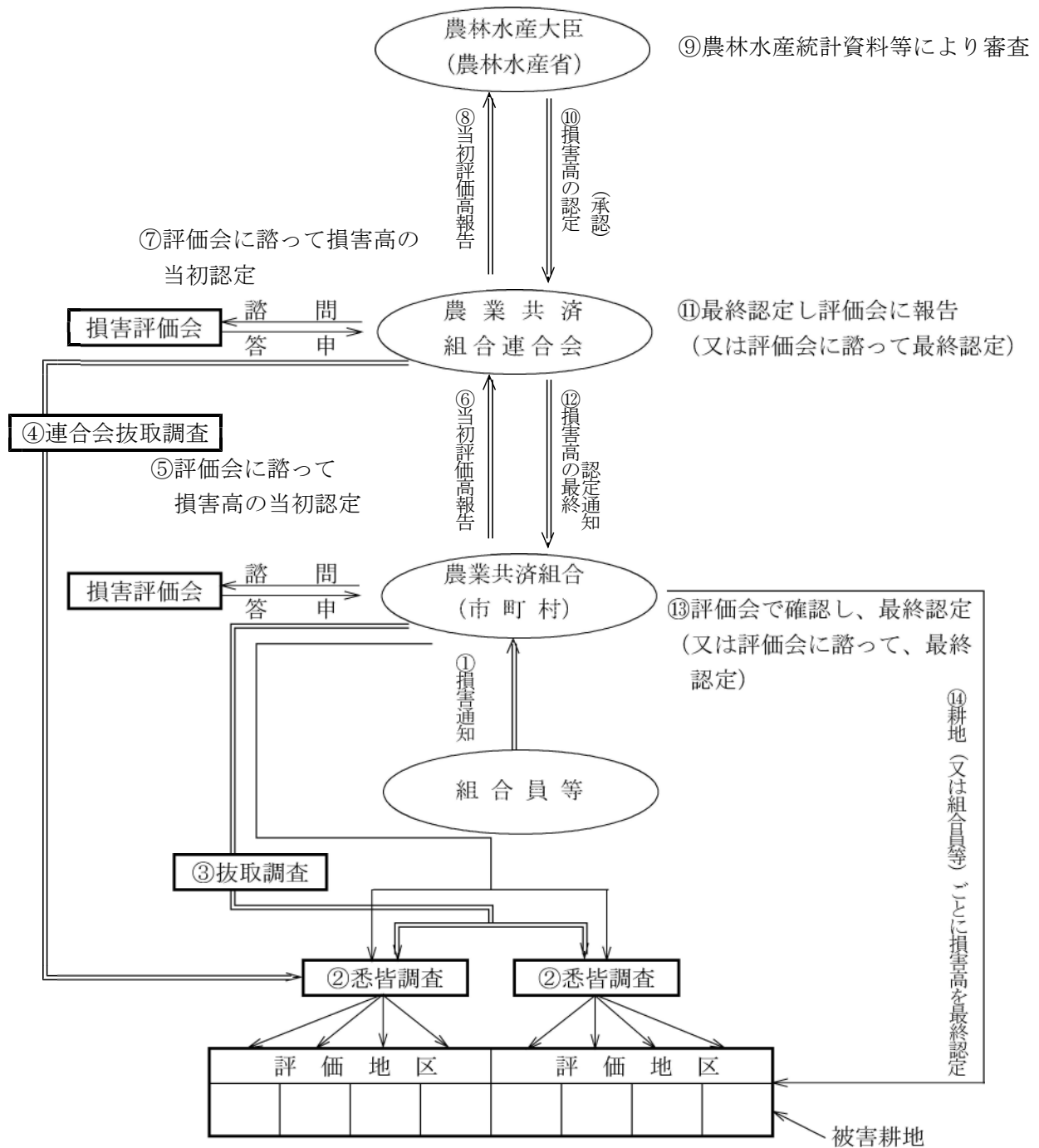
(4) 損害の最終認定

連合会は、農林水産大臣からの損害の認定又は承認の通知があった場合には、その損害高を基礎として種別区分ごと及び組合等ごとに損害高を認定し、その旨を損害評価会に報告するとともに、組合等に通知する。

組合等は、連合会から損害高の認定通知があったときは、連合会が認定した損害高を超えないように一筆方式の場合は耕地ごと、半相殺方式、全相殺方式、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式の場合は組合員等ごとの損害高を認定（損害評価会で確認又は損害評価会に諮って）する。

損害の現地調査及び認定の手順（3段階制）

①→②→③→④→⑤→⑥→⑦→⑧→⑨→⑩→⑪→⑫→⑬→⑭



14. 共済金等の支払（法120の16①②③④、法125①、法137、法第150の7①②、法150の9、規則33の17）

(1) 共済金の支払

組合等の支払う共済金は、次により算出する。

ア 一筆方式（共済金支払開始損害割合：3割を選択した場合）

単位当たり共済金額に、共済目的の種類等ごと及び耕地ごとの共済減収量（共済責任期間中に発生した共済事故による減収量が、その耕地の基準収穫量の100分の30を超えた場合の、その超えた部分の減収量）を乗じて算出した額

支払共済金＝単位当たり共済金額×共済減収量

$$\text{共済減収量} = \left(\frac{\text{被害耕地に係る基準収穫量}}{\text{基準収穫量}} - \frac{\text{被害耕地に係る実収穫量}}{\text{実収穫量}} \right) - \frac{\text{引受耕地に係る基準収穫量}}{\text{基準収穫量}} \times \frac{30}{100}$$

（注）移植不能又は発芽不能の耕地については、その耕地の基準収穫量の100分の35に相当する収穫量があったものとして算定する。

イ 半相殺方式（共済金支払開始損害割合：2割を選択した場合）

単位当たり共済金額に、共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとの共済減収量（共済責任期間中に発生した共済事故による耕地ごとの減収量の合計が、その組合員等の耕地ごとの基準収穫量の合計の100分の20を超えた場合の、その超えた部分の減収量）を乗じて算出した額

支払共済金＝単位当たり共済金額×共済減収量

$$\text{共済減収量} = \left(\frac{\text{被害耕地に係る基準収穫量の合計}}{\text{基準収穫量の合計}} - \frac{\text{被害耕地に係る実収穫量の合計}}{\text{実収穫量の合計}} \right) - \frac{\text{組合員等に係る基準収穫量}}{\text{基準収穫量}} \times \frac{20}{100}$$

（注）移植不能又は発芽不能の耕地については、その耕地の基準収穫量の100分の40に相当する収穫量があったものとして算定する。

ウ 全相殺方式（共済金支払開始損害割合：1割を選択した場合）

単位当たり共済金額に、共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとの共済減収量（共済責任期間中に発生した共済事故によるその組合員等の減収量が、その組合員等の耕地ごとの基準収穫量の合計の100分の10を超えた場合の、その超えた部分の減収量）を乗じて算出した額

支払共済金＝単位当たり共済金額×共済減収量

$$\text{共済減収量} = \left(\frac{\text{組合員等に係る基準収穫量}}{\text{基準収穫量}} - \frac{\text{組合員等に係る実収穫量}}{\text{実収穫量}} \right) - \frac{\text{組合員等に係る基準収穫量}}{\text{基準収穫量}} \times \frac{10}{100}$$

(注) 移植不能又は発芽不能の耕地については、その耕地の基準収穫量の 100 分の 45 に相当する収穫量があったものとして算定する。

エ 災害収入共済方式（補償割合：9割を選択した場合）

その年における組合員等の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の収穫量に、その年における当該組合員等の収穫に係る当該農作物の品質の程度に応じ農林水産大臣の定める方法（以下「品質指数」という。）により一定の調整を加えて得た数量が、当該組合員等の当該共済目的の種類等に係る基準収穫量に達しない場合〔（実収穫量×品質指数）＜基準収穫量〕であって、かつ、当該年産の生産金額が特定農作物共済限度額に達しないときに、特定農作物共済限度額から当該年産の生産金額を差し引いて得た金額に共済金額の特定農作物共済限度額に対する割合を乗じて得た額

$$\begin{aligned} \text{支払共済金} = & \left(\frac{\text{特定畑作物共済限度額}}{(\text{基準生産金額} \times 90\%)} - \frac{\text{当該農作物の生産金額}}{\text{の生産金額}} \right) \\ & \times \frac{\text{共済金額}}{\text{特定畑作物共済限度額}} \end{aligned}$$

(参考)

- ① 当該年産の収量に乘じる品質指数は、引受け時に設定する品質指数をそのまま適用する。
- ② 当該年産の生産金額は、年内払いを行うため農協等の当該年産農作物の出荷資料により求める種類別の産地別銘柄区分ごとの出荷規格別数量に、引受け時に設定した種類別の産地別銘柄区分ごとの出荷規格別の単位当たりの生産金額を乗じて算定する。

オ 半相殺方式（共済金支払開始損害割合：2割を選択した場合）及び全相殺方式（共済金支払開始損害割合：1割を選択した場合）における全損耕地に対する給付の特例

農作物収穫皆無耕地（共済事故により収穫のない耕地。以下同じ。）がある場合であって、半相殺方式及び全相殺方式の共済金算定方法によっては共済金が支払われないとき、又は半相殺方式及び全相殺方式の共済金算定方法による共済金の額が、次の算式によって計算される額より少ないときは、次の算式によって計算される額を共済金として支払う。

$$\text{特定支払の共済金} = \text{単位当たり共済金額} \times \frac{\text{農作物収穫皆無}}{\text{耕地の基準収穫量}} \times \frac{70}{100}$$

(注) 移植不能又は発芽不能により農作物収穫皆無耕地となったものについては、上式の 100 分の 70 を 100 分の 35 とする。

なお、水稲については、過去の共済事故の発生状況、水稲に係る農作物共済の収支の状況等が農林水産大臣の定める基準に適合する組合等は、一筆方式は、2割（3割・4割）を超える減収となった耕地に対し、半相殺方式は1割5分（2割5分・3割5分）を超える減収となった農家に対し共済金が支払われる（以下「引下超過被害」という。）。

(2) 保険金の支払

連合会の支払う保険金は、共済目的の種類ごと、種別区分ごと及び組合等ごとに次により算出する。

ア 通常災害組合等の場合

保険金＝支払共済金×通常責任保険歩合

イ 異常災害組合等の場合

$$\text{保険金} = \left(\text{支払共済金} - \frac{\text{通常責任}}{\text{共済金額}} \right) + \left(\frac{\text{通常責任}}{\text{共済金額}} \times \frac{\text{通常責任}}{\text{保険歩合}} \right)$$

(3) 再保険金の支払

政府が支払う再保険金は、共済目的の種類ごと、種別区分ごと及び連合会ごとに、次により算出する。

再保険金＝農作物異常部分保険金の合計－連合会異常責任保有保険金額

15. 無事戻し（法 102、規則 24）

組合等は、共済目的の種類ごとに、毎事業年度、前 3 事業年度間に支払いを受けた共済金及び前 2 事業年度間に支払いを受けた無事戻金の合計金額（以下「共済金等の合計金額」という。）が、前 3 事業年度間に共済責任期間が満了した共済目的の種類に係る共済掛金のうちの組合員等負担部分の金額（以下「共済掛金組合員等負担分」という。）の 2 分の 1 に相当する金額に満たない組合員等に対して、総会又は総代会（市町村は議会）の議決を経て、共済掛金組合員等負担分の 2 分の 1 に相当する金額から共済金等の合計金額を差し引いて得た金額を限度として、共済規程等の定めるところにより無事戻しをすることができる。

（無事戻金の計算）

$$\text{無事戻金} = \left(\frac{\text{前 3 事業年度間の共済掛金}}{\text{組合員等負担分}} \right) \times \frac{1}{2} \left(\begin{array}{c} \text{又は } 1/2 \\ \text{以下の割合} \end{array} \right) - \left(\frac{\text{前 3 事業年度間に支払われた共済金}}{\text{前 2 事業年度間に支払われた無事戻金}} \right)$$

Ⅲ 用語の説明

1. 共済金額・保険金額・再保険金額

共済金額とは、組合等が組合員等に支払う共済金の最高責任限度額を示すもので、次により算出する。

① 一筆方式

$$\text{キログラム当たり共済金} \times \text{引受収量} \left(\text{基準収穫量} \times \frac{70}{100} \left(\frac{60}{100} \text{又は} \frac{50}{100} \right) \right)$$

② 半相殺方式

$$\text{キログラム当たり共済金} \times \text{引受収量} \left(\text{基準収穫量} \times \frac{80}{100} \left(\frac{70}{100} \text{又は} \frac{60}{100} \right) \right)$$

③ 全相殺方式

$$\text{キログラム当たり共済金} \times \text{引受収量} \left(\text{基準収穫量} \times \frac{90}{100} \left(\frac{80}{100} \text{又は} \frac{70}{100} \right) \right)$$

④ 品質方式及び災害収入共済方式

基準生産金額に定款等で定めた最低割合 $\left(\frac{40}{100} \sim \frac{60}{100} \right)$ を乗じて得た金額を

下らず、補償割合（組合員等が9割、8割、7割の中から選択した割合）
を乗じて得た金額を超えない範囲内で組合員等が申し出た金額

保険金額とは、連合会が組合等に支払う保険金の最高責任限度額を示すもので、次により算出する。

$$\text{保険金額} = \frac{\text{連合会異常責任}}{\text{保険金額}} + \frac{\text{通常歩合}}{\text{保険金額}}$$

再保険金額とは、国が連合会に支払う再保険金の最高責任限度額を示すもので、次により算出する。

$$\text{再保険金額} = \frac{\text{連合会異常責任}}{\text{保険金額}} - \frac{\text{連合会異常責任}}{\text{保有保険金額}}$$

2. 通常責任共済金額

通常責任共済金額は、組合等及び連合会(通常部分)の手持責任額であり、次により算出する。

$$\text{通常責任共済金額} = \text{共済金額} \times \text{通常標準被害率}(q_1)$$

共済金がこの額を超えなければ通常災害、超えれば異常災害である。

3. 通常歩合保険金額

通常歩合保険金額は、連合会の通常部分に対する手持責任額であり、次により算出する。

$$\text{通常歩合保険金額} = \text{通常責任共済金額} \times \text{通常責任保険歩合}(r)$$

4. 組合等責任金額

組合等責任金額は、組合等の手持責任額であり、次により算出する。

$$\text{組合等責任金額} = \text{通常責任共済金額} - \text{通常歩合保険金額}$$

5. 連合会異常責任保険金額

連合会及び国の異常部分に対する責任額であり、組合等ごとの異常責任保険金額の合計額である。

$$\text{連合会異常責任保険金額} = \text{共済金額} - \text{通常責任共済金額}$$

6. 連合会異常責任保有保険金額

異常部分に対する連合会の責任額であり、次により算出する。

$$\text{連合会異常責任保有保険金額} = \text{連合会異常責任保険金額} \times \text{異常標準被害率}(q_2)$$

7. 共済掛金

共済掛金は、次により算出する。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

組合員等が組合等に納入する共済掛金は、上記の額から共済掛金国庫負担額を差し引いた残額である。

8. 保険料・徴収保険料(納入保険料)

保険料は、次により算出する。

$$\begin{aligned} \text{保険料} = & \text{共済金額} \times \text{異常共済掛金標準率}(P_{2i}) + \\ & (\text{共済掛金} - \text{共済金額} \times \text{異常共済掛金標準率}(P_{2i})) \times \text{通常責任保険歩合}(r) \end{aligned}$$

組合等が連合会に納入する保険料は、上記の額から共済掛金国庫負担額を差し引いた残額である。

これを連合会の立場から徴収保険料という。

9. 異常部分保険料

異常部分に対する保険料であり、通常責任共済金額を超える共済金の支払財源となる。

$$\text{異常部分保険料} = \text{共済金額} \times \text{異常共済掛金標準率} (P_{2i})$$

10. 通常歩合保険料

通常部分に対する連合会手持保険料であり、次により算出する。

$$\text{通常歩合保険料} = (\text{共済掛金} - \text{異常部分保険料}) \times \text{通常責任保険歩合} (r)$$

11. 連合会手持保険料

連合会が組合等に支払う保険金の財源の一部となるものであり、保険料総額から再保険料を差し引いた残額である。

12. 再保険料・納入再保険料

再保険料は、次により算出する。

$$\text{再保険料} = \text{連合会異常責任保険金額} \times \text{再保険料率} (P_s)$$

徴収保険料が連合会手持保険料の額を上回るときは、その差額が納入再保険料となる。

13. 連合会交付金・組合等交付金

連合会手持保険料が徴収保険料の額を上回るときは、その差額が連合会交付金となる。

共済掛金国庫負担額が保険料の額を上回るときは、その差額を組合等交付金として政府から組合等に交付する。

14. 組合等手持掛金

組合等が組合員等に支払う共済金の財源の一部となるものであり、共済掛金総額から保険料を差し引いた残額である。

15. 共済金負担区分

共済金は、組合等、連合会及び政府によって負担区分されている。通常災害部分については、組合等及び連合会が通常責任共済金額を限度として負担し、異常災害部分については、連合会は連合会異常責任保有保険金額を限度として負担し、これを超えるものは、政府が負担することとなっており、次により算出する。

組合等負担額＝共済金－保険金

連合会負担額＝保険金－再保険金

政府負担額＝再保険金

また、保険金は、通常部分（農作物通常部分保険金）及び異常部分（連合会異常部分保険金）に区分され、次により算出する。

農作物通常歩合保険金＝支払共済金×通常責任保険歩合（通常災害組合等の場合）

農作物通常歩合保険金＝通常責任共済金額×通常責任保険歩合

（異常災害組合等の場合）

連合会異常部分保険金＝支払共済金－通常責任共済金額（異常災害組合等の場合のみ）

連合会異常責任支払保険金は、連合会異常部分保険金のうち、連合会異常責任保有保険金額を超えない部分の保険金であり、連合会が支払責任を負うものである。

16. 被害率

被害率には、戸数被害率、面積被害率、箱数被害率及び金額被害率があり、次により算出する。

なお、基準共済掛金率の算定基礎となるものは金額被害率である。

戸数被害率 ＝ 被害戸数 ÷ 引受戸数 × 100

面積被害率 ＝ 被害面積 ÷ 引受面積 × 100

金額被害率 ＝ 共済金 ÷ 共済金額 × 100

表示上の注意

- (1) 都道府県名のうち、高知及び沖縄の①は1回作、②は2回作を示す。
- (2) 表中に使用した「－」は事実のないもの、「0.0」は表示単位に満たないもの、「△」は差し引きにおいて負となるもの、「x」は事実不詳又は調査を欠くものである。
- (3) 全国統計表の面積及び金額は表示単位以下1位の数値を四捨五入しているので、積み上げが合計値と合致しないことがある。
- (4) 群馬県、東京都、神奈川県、富山県、福井県、愛知県、滋賀県、京都府、鳥取県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、熊本県、大分県及び沖縄県においては、特定組合と国の保険関係(2段階制)により事業を実施しているため、連合会に係る項目で、空白となっている箇所がある。なお、この保険関係については次のように整理している。
 - ・保険金額→再保険金額の欄
 - ・保険料→再保険料の欄

(従って、特定組合における組合等手持掛金は「**共済掛金総額－再保険料**」となる。)

- ・保険金→共済金負担区分の政府負担額(再保険金)の欄。

なお、富山県、愛知県、鳥取県、広島県、山口県、徳島県、大分県の麦(秋まき)に関しては、引受時点では3段階制であったため、従前の3段階制と同じ整理となっている。

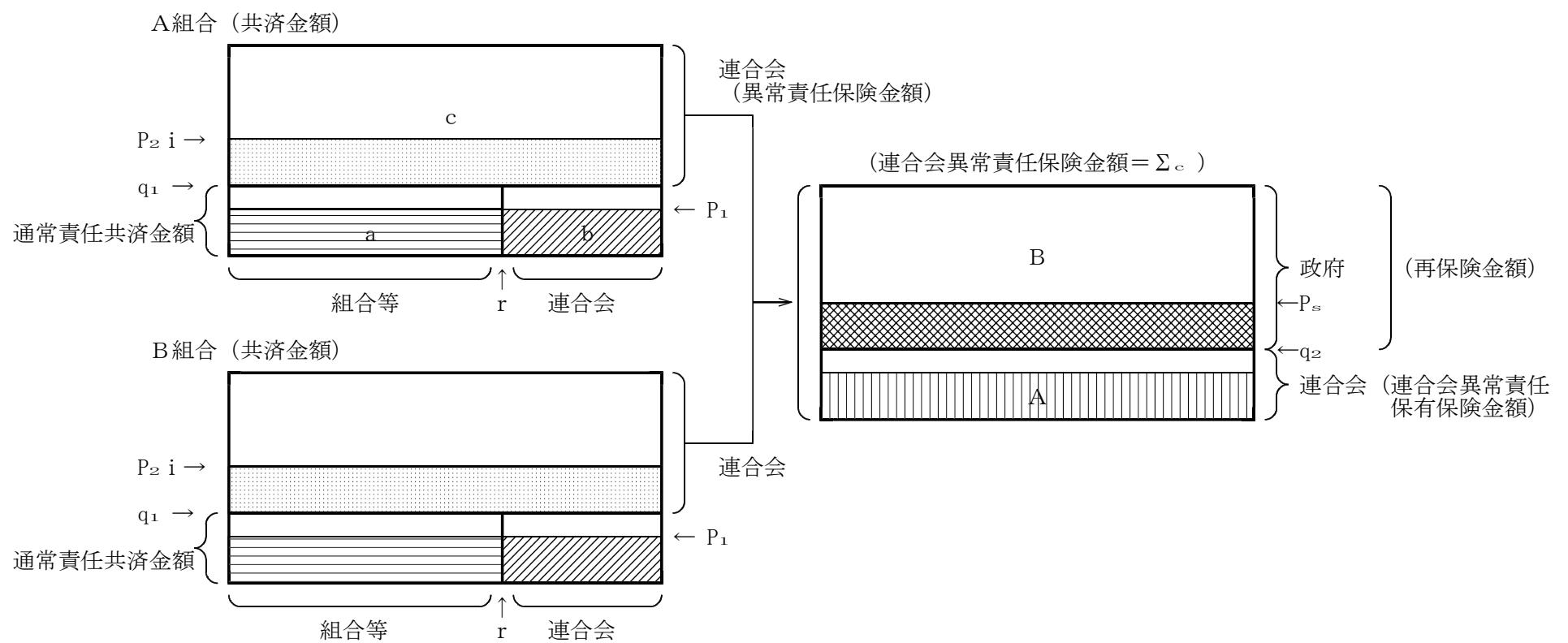
責任分担と手持額（財源）

(保險關係)

組合等 $\longleftrightarrow$ 連合会

(再保險關係)

連合会 $\longleftrightarrow$ 政府



(注)  は組合等の、 は連合会（通常責任）の手持財源であり、 は異常責任に相当する財源となり、
そのうち  は連合会の、 は政府の手持財源となる。

(備考) 二段階制の責任分担

特定組合と政府の二段階制で行う場合の責任分担は、組合保有責任相当部分と連合会保有責任相当部分を、単純に併せた部分が特定組合の保有責任となり、残りが政府の保有責任となる。

なお、三段階制の場合は、組合等段階に通常標準被害率が、連合会段階に異常標準被害率が設けられているが、二段階制の場合には、特定組合段階に通常標準被害率が設けられるのみとなる。